

○中国地方整備局告示第32号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成21年3月26日

中国地方整備局長 藤田 武彦

第1 起業者の名称 広島県

第2 事業の種類 県道内海三津線改築工事（広島県呉市安浦町大字女子畑地内）

第3 起業地

1 収用の部分 広島県呉市安浦町大字女子畑字峠原、字青木原及び字惣田地内

2 使用の部分 広島県呉市安浦町大字女子畑字峠原、字青木原及び字惣田地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、広島県呉市安浦町大字内海字鞆畑地内の県道小多田安浦線との接続点を起点とし、同市安浦町大字女子畑字惣田地内の改良済区間を終点とする延長2,044mの区間（以下「全体計画区間」という。）を全体区間とする「県道内海三津線改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、既に用地取得の完了している部分を除いた上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する工事であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、県道内海三津線（以下「本路線」という。）における、呉市安浦町大字女子畑字峠原地内から同市安浦町大字女子畑字惣田地内までの延長550m区間（以下「申請起業地区間」という。）に係る改築工事であるところ、本路線は道路法第7条の規定により広島県知事が県道に認定した路線であり、本件事業による全体計画区間についても同法第15条の規定により広島県が道路管理者となることから、起業者である広島県は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本件事業は、申請起業地区間を対象として、道路構造令（昭和45年政令第320号）に基づく第3種第3級の規格により、車道と歩道を分離した幅員10.0mの2車線道路を、現道拡幅及びバイパス方式により、整備するものである。

本路線は、呉市安浦町大字内海字鞆畑地内の県道小多田安浦線との接続部を起点とし、同市内の山麓に沿って東進し、その後、東広島市との市界付近で高野川を橋梁で渡河して東広島市安芸津地区に入り、同市安芸津町風早地内の金丸交差点から終点である同市安芸津町三津地内の榊山交差点まで一般国道185号と重用区間とする延長8.1kmの路線である。

本路線は、東広島市安芸津地区と、県道小多田安浦線及び県道矢野安浦線を經由して、同市黒瀬地区を結ぶ主要な幹線道路である。

しかしながら、本路線のうち、呉市安浦町大字内海字鋤畑地内から同市安浦町大字女子畑字惣田地内までの延長約2.0kmの区間の現県道（以下「現道」という。）は、曲線半径の小さい屈曲部が多数存在するなど交通の難所となっており、幅員が狭小であるため大型車の交互交通に支障をきたしているほか、歩道が設置されていない区間があるため歩行者の交通の安全が確保されていない状況である。

特に、呉市安浦町大字女子畑字青木原地内の市道三津口女子畑線との交差点部から同市安浦町大字女子畑字惣田地内までの約400m区間は、幅員が4.0m以下であり、2ヶ所設置された待避所及び民地が離合場所となるなど、乗用車の交互交通も困難であるほか、一部が小学校の通学路に指定されており、朝夕の通学時間帯には通学児童が危険にさらされている状況である。

加えて、現道においては平成8年から平成17年まで毎年のように数件の人身事故が発生しており、自動車と歩行者の混合交通が解消されなければ、人身事故の更なる発生が懸念されているところである。

本件事業が完成すれば、幅員、曲線半径及び視距等の交通線形上の悪条件が解消されることにより、自動車の安全かつ円滑な交通を確保できることとなる。さらに、歩道を設置することにより、自動車と歩行者の交通が分離され、交通の安全性の確保が図られる。

なお、本件事業が環境に及ぼす影響については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び広島県環境影響評価に関する条例（平成10年10月6日条例第21号）に定める対象事業の要件に達していないため、環境影響評価を実施していないが、起業者が任意に自動車の走行に起因する大気汚染、騒音及び振動について、既存文献を基に検討を行った結果、環境保全目標は達成されるとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業の起業地内において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく動植物について、現地調査及び「改訂・広島県の絶滅のおそれのある野生生物」（平成16年3月広島県発行）を基に起業者が検討を行った結果、それらの存在は確認されていない。

また、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地等については、起業者が呉市の教育委員会と協議し、試掘調査の結果、必要に応じて記録保存等の措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、申請起業地を含む全体計画区間において、幅員が狭小で見通しが悪い現道の線形の改良を図り、自動車及び歩行者の円滑で安全な通行を確保することを目的として道路構造令に基づく第3種第3級の規格により、現道拡幅区間781mとバイパス区間1,263mにより改築し整備するものであり、事業計画は道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件事業の起終点及び路線の位置選定にあたっては、次のような社会的、技術的

及び経済的な観点から検討を行い、決定されたものである。

起終点の位置については、線形の改良を図るため、現県道との取付部において平面及び縦断線形が滑らかになる地点を選定することとし、起点は、県道小多田安浦線との接続部である呉市安浦町大字内海字鍛畑地内に、また、終点は、改良済みである同市安浦町大字女子畑字惣田地内に決定された。

ルートの選定にあたっては、まず周辺地域への影響を考慮し、地域の土地利用状況、潰地面積及び支障物件の多少、工事施工の難易度、経済性等の面から、次の3案について検討が行われている。

第1案（申請案）は、起点から東北東方向に現道拡幅の後、現道より南寄りにバイパスルートにて丘陵地を進み、市道三津口女子畑線と交差し、青木原地区の丘陵地を北に進み、終点に至る現道拡幅とバイパスによるルートである。

この案は、3案中延長は最長となるものの、支障物件数が3案中最小で、地域社会及び地域住民に与える影響も最小であり、工事施工中の交通規制も少なく済むほか、大規模な構造物もないことから最も施工性に優れ、事業費も最小で経済性に優れる。

第2案は、起点から終点まで現道に沿ったルートで通過する現道拡幅によるルートである。

この案は、主に現道拡幅により施工するため、路線延長が3案中2番目に短い、支障物件が3案中最も多く、地域社会及び地域住民に与える影響が3案中最大であり、土工量は3案中最も少ないが、全区間に亘り工事施工中の交通規制が必要で、工事工程が複雑となり、3案中最も工事の施工性に劣り、事業費が第3案に次いで大きく、経済性に劣り合理的な案とは言えない。

第3案は、起点から東北東方向に現道拡幅の後、現道の北側にルートをとって北東に進んだ後トンネルにて山間部を抜け、市道三津口女子畑線と交差した後、終点に至る現道拡幅とトンネルによるルートである。

この案は、路線延長が3案中最も短く、支障物件数が少なく地域社会及び地域住民に与える影響は第1案に次いで小さいが、利用度の低い山地部をトンネルで通過するため、今後の地域開発に関する効果が少なく、トンネルの施工のため工事期間が3案中最も長期化し、事業効果が現われにくく、事業費も3案中最大で経済性に劣り、合理的な案とは言えない。

以上、3案について総合的に比較検討した結果、第1案が社会的、技術的及び経済的諸条件において最も合理的であると判断され、代替案はいずれも適切ではない。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

よって本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

現在の交通状況は、3(1)で述べたように、車道幅員が狭小であり、歩道も整備されていない区間があるため自動車、歩行者の安全かつ円滑な交通に支障をきたしており、本路線の整備が急務となっている。

また、本路線は、広島県新道路整備計画において、地域内の地域活性化を図るための地域内連絡道路として整備が進められており、さらに、呉市・安浦町合併協議会の策定した呉市・安浦町合併建設計画において、主要事業（幹線道路改良事業）と位置付けられており、呉市より、幅員狭あい、線形不良で車両の通行や離合等が困難な本路線の早急な整備を望む強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 広島県呉市役所